所沢市議会議員政治倫理条例

(目的)

第 1 条 この条例は、所沢市議会議員(以下「議員」という。)の責務と行為規 範等を定めることにより、議員の政治倫理の確立を期するとともに、主権者たる市民の厳粛な負託に応え、もって清潔で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第 2 条 議員は、市民全体の代表者として、自らの役割を深く認識し、その使命の達成に努めなければならない。

(市民の責務)

第3条市民は、自らが市政の主権者として公共の利益を実現する責任を有することを自覚し、自己の利益又は第三者の利益若しくは不利益を図る目的をもって、議員に対し、その地位による影響力を不正に行使させることのないよう努めるものとする。

(申合せ事項)

- 第 4 条 議員は、次の事項を申し合わせることとする。
- の次に掲げる金品の寄附又は贈与(以下「寄附等」という。)は行わないこと。
- ア 後援会名で行う寄附行為
- イ 団体等からの案内に対する寄附行為。ただし、会費負担は、この限りでない。
- ウ 本人が行う政治研修のための研修会及び講習会における接待。ただし、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子は、この限りでない。
- ② 法の定めるところにより、禁錮以上の有罪の宣告を受け、その刑が確定したときは、自ら議員の職を辞すること。

(行為規範)

第 5 条 議員は、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号) 政治資金規正法(昭和 23 年法律第 194号)等の政治活動に関する諸規定を厳守するとともに、 次の事項を遵守しなければならない。

- ๓ 市民全体の代表者として、品位と名誉を保ち、議会に対する市民の信頼を損なわないこと。
- ② 刑事事件に係る行為又は不正の疑惑を持たれる恐れのある行為をしないこと。

(解説)

従前は「市民全体の代表者として、品位と名誉を損なうような刑事事件等一切の行為又はその行為に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」と表記されていたが、より分かりやすくするため文章を別建てにした。

(3)政治活動に関して、特定の個人や企業、団体等から一切寄附等を受けないものとし、議員の後援団体についても政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。

- (4)特定の個人や企業、団体等のために有利な取り計らいをする等、その地位を利用して職務の公正を疑われるような金品の授受及び言動をしないこと。
- (5)市職員の採用に関して、推薦又は紹介をしないこと。
- (6) セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、その他の人権侵害の恐れのある行為をしないこと。
- (7) 議員は、所沢市暴力団排除条例 (平成 24 年 9 月 28 日条例第 32 号) 第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員等及びこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者と利害関係を持たないこと。

(解説)

従前の規定に今日的課題の 2 項目を新たに追加し、その職責に反する具体的な行為を禁止するものである。

(審査の請求)

第 6 条 市民又は議員は、前条に規定する行為規範に反する疑いがあると認められる議員があるときは、市民にあっては地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 18 条に規定する選挙権を有する者の総数の 100 分の 1 以上の連署、 議員にあっては 2 人以上の者の連署をもって、所沢市議会議長(以下「議長」という。)に審査の請求をすることができる。この場合において、審査の請求は、理由を明らかにした文書をもって行うものとする。

2 議長は、前項の規定による審査の請求を受けたときには、10 日以内にその書面の写しを添えて次条に規定する所沢市議会議員政治倫理審査会に審査 を付託するものとする。

(審査会の設置等)

第7条議長は、前条に規定する審査の請求があったときは、所沢市議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

- 2 審査会の委員は、9 人とし、6 人を議員のうちから、3 人を地方行政に関して専門的知識を有する市民のうちから、議長が公正を期して委嘱する。
 - 3 審査会には、委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。
 - 4 委員の任期は、当該審査の終了までとする。

(審査会の運営)

第 8 条 審査会の運営は、次に定めるところによるものとする。

- (ii) 審査会は、議長から審査を付託されたときは、審査請求の適否又は行為規範に反する行為の存否について審査する。
- ② 審査会は、当該審査を行うため、審査の対象となっている議員(以下「対 象議員」という。)及び関係者に対し、資料請求、事情聴取等必要な調査 を行うことができる。
- ③ 審査会は、対象議員の行為が行為規範に反し、政治的又は道義的責任があると認めたときは、必要と 認める措置について、理由を付した文書をもって勧告することができる。
- (4) 審査会は、対象議員に弁明の機会を与えなければならない。

- ® 審査会の会議は、原則公開とする。ただし、委員定数の過半数の同意により非公開とすることができる。
- 毎要員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- ன 前各号に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、その都度委員長が審査会に諮って定める。

(審査会の審査結果)

第 9 条 審査会は、議長が審査の請求を受けた日から 90 日以内に審査を終え、議長に対してその審査 結果を文書で報告しなければならない。

2 議長は、審査の結果を受け、必要な措置を講ずるものとする。

(職務関連犯罪容疑による逮捕後の説明会)

第 10 条 議 員 は 、 刑 法 (明 治 4 0 年 法 律 第 4 5 号) 第 1 9 7 条 か ら 第 1 9 7 条の 4 まで及び第 198 条に定める贈収賄罪並びに公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成 12 年法律第 130 号)第 1 条の罪その他職務に関連する犯罪の容疑による逮捕後、引き続きその職にとどまろうとするときは、市民に対する説明会の開催を議長に請求することができる。この場合、当該議員は、説明会に出席し、弁明するものとする。

(委任)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。